

岩手県告示第555号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、クリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成26年7月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所	
	名称	所在地
平成26年9月7日(日)	久慈地区合同庁舎	久慈市八日町一丁目1番地
平成26年10月19日(日)	釜石地区合同庁舎	釜石市新町6番50号
平成26年11月16日(日)	一関地区合同庁舎	一関市竹山町7番5号

3 受講料 1人 4,500円